



広報 三つ子

No.731
2017 4
<http://www.town.kokonoe.oita.jp/>
タナ原湿原野焼き(2P 関連記事)

春の到来 野焼き タデ原湿原

3月20日、飯田高原の名物ともいえる「野焼き」がタデ原湿原で行われました。

野焼きを実施した飯田高原野焼実行委員会は各団体で組織されており、草原を維持・保全するために野焼きを実施し、野焼きの文化を守るための活動をしています。

九重町の「春は黒なり」を表す野焼き。

毎年楽しみにしている方も多く、この時期の飯田高原の風物詩となっています。



野焼き後のタデ原湿原（3月22日撮影）



多くの観光客が見守る中の野焼き



野焼きの様子



空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の取得について

農地を売買するには、農地法3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。九重町で農地を取得する場合は許可後の耕作面積（借地も含む）が30アール以上になることとの規定があります。

定住促進に伴う新規就農の受け入れや、遊休農地の解消等を図るため、平成29年2月の農業委員会総会で、九重町の空き家バンクに登録された空き家に付随した農地で、農業委員会が地番指定（告示）した農地に限り1アール以上で取得可能となりました。

詳しいことは下記までお問い合わせください。



お問い合わせ

農地売買に関すること
空き家バンクに関すること

九重町農業委員会

企画調整課 まち・ひと・しごと戦略グループ

☎76-3805

☎76-3807

目次

平成29年度 施政方針（抜粋）	4	臨時福祉給付金のご案内ほか	22
平成29年度 教育方針（抜粋）	9	保健福祉センターからお知らせ	
企画調整課からお知らせ	10	合併浄化槽設置補助金等について	
・パブリックコメントに対する回答について		・受講生募集！栄養教室について	
・特定防衛施設周辺整備調整交付金		・狂犬病予防注射のお知らせ	
まちの地域公共交通のために	12	九重ふるさと自然学校	24
こども園入園式	14	図書館だより	25
まちの話	15	ハート降る、心の扉	26
九重くらしの学校開校について	16	ふるさと文化財探訪ほか	27
住民課からお知らせ	17	暮らしの情報	28
・後期高齢者医療の健康診査について		まちの担い手応援事業補助金についてほか	29
・国民年金広場		土砂災害から身を守るために	30
健康福祉課からお知らせ		休日当番医、人の動きほか	31
・第24回福祉と健康と社会教育を考える集い	20		



**4月1日から
九重町ホームページが
新しくなりました。**

パソコンだけでなく、スマートフォンからの閲覧もできるようになりました。



平成29年工業統計調査を実施します

- 平成29年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成29年6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。
- 調査票に記入した内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。



工業統計キャラクター
コウちゃん

町営住宅入居者募集

①町営青山住宅



住 所：九重町大字
右田785番地の1
募集戸数：2戸（1階、3階）
間 取 り：3LDK

②町営松岡台住宅



住 所：九重町大字
右田3150番地
募集戸数：高齢者向け1戸（1階）
間 取 り：2DK
※オール電化住宅（IHキッチン
ヒーターが必要）

③町営恵良住宅



住 所：九重町大字松木5353番地の1
募集戸数：高齢者向け1戸（2階、）
間 取 り：2DK
※オール電化住宅（IHキッチン
ヒーターが必要）

※松岡台住宅、恵良住宅の高齢者向けは 60 歳以上の方のみ申込みできます。

募集期間：平成29年4月18日(火)～4月28日(金) 午後5時まで 入居予定日：平成29年6月1日(木)

□申込書は九重町役場建設課に用意しています。

申込みに際しては、所得制限等の要件があります。応募が複数の場合は抽選会を行います。

なお、町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。

申込み・お問い合わせ

建設課 管理水道グループ ☎ 76-3811

はじめに

本町の本年度一般会計当初予算は、地域の活性化事業、基幹産業の支援事業、定住促進事業や教育・子育て支援事業などを重点施策として編成し、予算総額は、対前年比 4 億 9,600 万円減(△ 6.5%) の 71 億 3,700 万円となりました。

地域の拠点施設として整備を進めている、ふれあい交流施設については、野上地区の施設の建設に着手するとともに、住民と行政の協働による地域活動の充実、安全で安心なまちづくりを構築するため、財政健全化を最優先に、持続可能な財政基盤の確立を求めていることが重要であります。

まち・ひと・しごと創生

全国的に人口が減少する中、本町の人口も昨年 1 万人を下回り、高齢化率も 4 割を超える状況となりました。そうした中で、町民一人ひとりが健康で文化的な生活を営み、地域が自立した社会を築いていくために策定した「九重町まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき、引き続き、結婚・出産・子育て支援や移住定住対策などの各種事業に取り組みます。

特に、地元雇用の創出や行政運営の効率化に向けた「町 100%出資株式会社」の早期設立を目指すとともに、地域住民が自らの強みを考え、地域の新たな個性を見だし、磨き上げ、価値を付加するため、引き続き「このえ“夢”ブランド創造協議会」で検討を重ねていきます。また、地方創生の実現のためには、地域に住む人々が、自らの地域に対して問題認識を持ち、自立の道を探ることが重要であり、地域の課題、問題解決のために町民と行政の情報共有が重要であることから住民との対話を図ります。

さらに、少子・高齢化や人口減少により地域コミュニティが衰退していくことが予想されることから、地域課題の把握や課題解決の支援のため、新たに地区(まちづくり)協議会に地域おこし協力隊を配置して取り組みます。また、高齢者などの交通弱者対策として運行しているコミュニティバスについては、地域公共交通網形成計画に基づき、本年度に運行路線や運行方法などを定めた地域公共交通再編実施計画を策定し、効率的運行に努めます。

安全で安心なまちづくり

消防・防災については、昨年の熊本・大分地震や集中豪雨など、甚大な被害をもたらす災害が続き、住民の生命と財産を守るため災害への万全な対策が求められています。一人ひとりが高い防災意識を持ち、行動することが防災力の強化につながることから、様々な団体と連携し、防災体制の一層の強化を図るとともに、ケーブルテレビや防災行政無線等を活用した防災情報伝達体制の強化、防災・消防資機材の整備拡充に継続的に取り組みます。

防犯については、身近な暮らしの中で起こる事件や事故から町民を守り、地域における安全・安心を高めることは、極めて重要な課題であり、住みよいまちづくりを進めるため、啓発活動を強化するとともに、関係機関と連携しながら、LED防犯灯の設置など地域防犯活動を推進に努めます。

交通安全対策については、大分県内の交通事故は減少傾向ではあるが、高齢者が関わる事故の割合は増加しています。今後とも交通事故の撲滅、死亡事故ゼロを目指し、交通安全意識の向上及び交通安全施設の整備を図ります。

観光振興

昨年 4 月の熊本・大分地震の影響により、観光客数が激減したものの、国の「九州ふっこう割」や県・町あげでの観光宣伝、町単独のプレミアム旅行券発行等の効果もあり、観光客数の減少には一定程度歯止めをかける結果となりました。しかし、熊本は依然復興途中であり、今後も本町観光に影響が続くと考えられるため、九重町観光協会とより一層の連携強化を図りながら、九重町観光振興計画に基づき、今後の観光振興に資するため各種施策に取り組んでいく必要があります。

重点課題としては、スポーツツーリズムの推進とインバウンド観光の対策、観光施設等の魅力アップであり、スポーツツーリズムの推進については、関係機関と連携を図りながら、九重町観光協会によるクロスカントリーコースの改修を本年度も引き続き支援します。インバウンド観光の対策については、情報発信等の取り組みが必要であり、その整備に努めるとともに、外国人観光客にやさしい観光地を目指していきます。加えて、九州オルレ九重・やまなみコースについては、四季を通じてのイベントを実施し、着地型観光として推進していくとともに、小松地獄園地の整備を実施し魅力向上を図ります。

九重“夢”大吊橋はオープンから 10 年が経過し、入場者数は一千万人を突破しました。施設の老朽化に対応するため施設の環境整備を進めるとともに、季節に応じたイベント等を実施します。

商工振興と雇用対策

熊本・大分地震による観光客の減少や施設の被災により、小規模事業者や小売業者は非常に厳しい経営環境に立たされているが、ふっこう割や融資等により、徐々に回復の兆しが見えてきています。この動きを鈍化させないため、本年度もプレミアム商品券事業や特産品販路拡大事業等を支援し、九重町商工会と連携して地域内購買力の促進や地域経済の活性化に努めます。

雇用対策については、玖珠九重企業誘致促進期成会の活動を活性化させ、県営工業団地の早期整備を県に働きかけるとともに、雇用の場の創出に向けて取り組んでいきます。また、起業・創業を目指す方々を支援するため、創業セミナー等を開催していくとともに、玖珠・九重ふるさとハローワークを拠点に雇用情報の提供や就職斡旋等の相談事業に努めます。

消費者行政については、特殊詐欺や訪問販売等の悪徳商法トラブルの相談が増加傾向にあることから、消費生活相談窓口の充実に努めます。

農林業の振興

基幹作物である水稲については、水田フル活用の推進と経営所得安定対策を重点に、飼料用米の本作化の支援、環境保全型農業の取組やブランド米の取組を推進するとともに、認定農業者等の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)による米の経営安定に資するため、玖珠九重地域農業再生協議会を中心に「経営所得安定対策」の適切な推進を行います。その内、米の直接支払交付金については、本年度までの事業となることから、新たな事業等の動きに注視していきます。また、水稲の代替作物としてそばの普及に努めます。

施設園芸については、主要産物であるトマトの産地維持拡大を図るため、今後も新規就農者確保に取り組むとともに、引き続き、新たな栽培方法について検討します。また、関係機関で組織するコンソーシアム等により雇用創出、生産出荷に向けた取り組みの推進に努めます。

担い手の育成・確保及び経営継承の促進については、新規や親元就農者に対する国や県の支援、町の研修支援事業を活用し推進します。また、就農相談会への参加や情報発信の強化を通して、UIJターンの喚起に努めます。さらに、集落営農組織の拡充を図り、企業等の農業参入の促進についても地域と共存・共栄・共生を図り、集落の活性化に資するよう努めます。

肉用牛経営は、高齢化や担い手不足などにより農家戸数及び飼養頭数の減少に直面しており、肉用牛生産基盤の確保が最も重要な課題となっています。高齢農家の労力軽減やゆとりと魅力ある経営を実現するために、玖珠九重畜産クラスター計画に基づき、引き続き、畜産農家ヘルパーの制度導入に向けた利用組合の組織づくりに取り組みます。

酪農については、乳価や消費の低迷と飼料価格の高止まり等が続いており、経営環境は厳しさを増しています。今後も、搾乳雌牛保留や雌雄判別精液活用など町単独事業で支援を行います。

乾燥しいたけは、価格が回復してきたが、生しいたけの価格は厳しい状況が続いており、産地維持・生産意欲向上のため、作業や施設等の集約化、低コスト作業路の開設など生産基盤施設の整備を支援します。

有害鳥獣被害防止対策は、捕獲頭数は伸びているものの、防止対策が不十分な集落へ被害が拡大する等、鳥獣被害は依然として発生しています。引き続き、捕獲班員等への活動を支援し被害防止を図ります。併せて、電気柵や鳥獣侵入防止柵設置事業を推進し、集落における対策の啓発を図り取組を推進します。

土地改良事業については、本町が直面している農業従事者の高齢化や後継者不足の問題に起因する耕作放棄地対策や農業基盤施設の老朽化対策等重点的に整備を図ります。

窓口サービスの向上

来庁者の窓口サービス向上のため、戸籍・住民票・税務関係の証明書等を一つの窓口で発行するワンストップサービスを継続し、利用者の利便性向上を図ると同時に、来庁者に「わかりやすさ」「心地よさ」を実感できる心のこもった接遇に努めます。

マイナンバー制度は、国の行政機関と地方公共団体等の連携が7月から開始となり、本格的な運用がスタートすることから、個人ごとに送付されている「通知カード」から、公的な身分証明としての各種手続き等で利便性の高い「個人番号カード」の普及に努めます。

地域福祉の推進

本町の昨年12月末の人口は9,907人、65歳以上の高齢者は3,971人、高齢化率は40.08%となっています。高齢化率は、毎年ほぼ1%増加しており、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、地域の見守り・支え合い体制の充実が求められています。

このような中、民生委員や区長の協力をいただき、高齢者等の見守り台帳の整備、対象者に緊急キットや見守り機器の設置、平常時の見守り体制を確認し合うための「支え愛・助け愛マップ」づくりに取り組んでいます。また、昨年度も地域での支え合いの体制づくりのために「お助けリーダー」の養成を行っています。高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、引き続き、マップづくりやお助けリーダーの養成と活動の推進及びネットワークの充実に努めます。

障がい者福祉の推進

本年3月で第4期障がい福祉計画の期間が終了するため、本年度中に第5期九重町障がい福祉計画を策定し、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう相談支援の強化、また、必要とされる障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の体制整備を図ります。さらに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、町内にグループホーム（共同生活援助）を整備できるよう努めます。

児童福祉と子ども子育て支援の充実

こども園は、0歳～2歳までの保育を必要とする子どもと、保育の必要性の有無に関わらず希望すれば3歳以上の子どもが入園することが可能であり、「待機児童の解消」「質の高い幼児期の教育・保育の提供」「地域のニーズに応じた多様な子育て支援」を目指しています。本年度は、更に必要な人材等の確保に努め待機児童ゼロを目指します。

こども園と併設した「ここのえ子育て交流センター」では、これまでの児童館事業に加え、就学前児童を対象とした子育て拠点事業を実施してきました。引き続き、子育て親子の交流の場の創出や子育て相談・支援の実施など当該施設を子育て支援の拠点として、誰もが利用でき一人ひとりにとって心地よい居場所となるようサービスの充実に努めます。

子どもの放課後対策については、保護者が就労、疾病、介護等により昼間家庭にいない子どもや家庭での養育が困難な子どもを対象に、町内5カ所で開所している放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、遊びや交流活動を通して子どもの安全・安心な居場所の確保に努めます。また、本年度より子どもの貧困対策として、対象者の負担軽減を図るため放課後児童クラブの利用料の一部助成を実施します。

国民健康保険と後期高齢者医療の推進

国民健康保険については、医療費の増加や被保険者数の減少等で不足する財源を一般会計に依存した厳しい財政運営となっていることから、医療費抑制のための本年度の新たな取組として、「九重町国民健康保険データヘルス計画」に基づいた保健事業や各保険者に義務づけられた特定健診の受診率向上のため負担金無料化を実施します。

後期高齢者医療制度は、保険制度として定着していますが、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き大分県後期高齢者医療広域連合との連携に努めます。

介護保険と地域包括ケアの推進

本町においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、高齢化率42.7%と予想され超高齢化社会を迎え、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者も増加が見込まれています。

このような中、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活が維持できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

介護予防・日常生活支援総合事業については、昨年3月から事業開始を行っており、本年度も引き続き、介護予防と自立支援の視点を強化し事業の充実に努めます。また、要介護認定者等が最後まで地域で生活できるよう支援を行うために、支援機関をつなぐ役割として、在宅医療・介護連携推進事業を実施します。

保健医療の推進

第2次健康ここのえ21計画に基づき、健康づくりを推進します。母子保健では、早産の予防や育児中の歯科保健対策のために、妊産婦の歯科健診費用の助成や、感染症予防とともに子どもの看護を軽減するために、乳幼児から中学生までのインフルエンザ予防接種費用の助成事業を引き続き実施します。

健康寿命延伸を目標に、成人保健では、各種関係機関・団体と連携し健康づくり事業に取り組みます。また、疾病の早期発見・早期治療を推進するため、がん検診、特定健診の受診率の向上を図り、糖尿病や高血圧、高脂血症など、生活習慣病に対する健康相談や健康教育、訪問指導に努めます。安心して受けられる医療を提供するために、引き続き、休日当番医事業や中核病院運営の推進、ドクターヘリ運航事業、24時間健康・医療電話相談事業を実施します。

環境衛生保全の推進

循環型社会の構築には、身近なごみの減量化及び資源化が重要です。家庭からの生ごみの排出を減らすため、引き続きコンポスト購入に対する補助を実施します。また、ごみの分別の徹底を行い、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と不法投棄防止の強化を図ります。

これまで合併処理浄化槽の整備を推進し、補助事業に取り組んだことにより、年々設置件数は増加しているが、生活排水処理率は県平均に達していない状況であり、本年度も浄化槽の設置に対する補助金や単独浄化槽における撤去費の上乗せ補助を継続するとともに、普及啓発に取り組み、生活排水処理率の向上を図ります。

自然環境保全の推進・自然エネルギーの有効活用

本町では「生物多様性ここのえ戦略」を策定し、地域のあるべき姿を提示しています。現状としては、生物多様性の認知度が低いことが当面の課題であり、また、地球温暖化防止のための二酸化炭素の削減に向けた節電対策が引き続き必要であります。このため、環境教育・学習等を通して、自然環境保全に対する住民の意識の向上に努め、住民との協働による自然環境の保全・継承を推進します。また、ラムサール条約登録湿地であるタデ原湿原をはじめとする豊かな自然を維持するため、未来を担う子どもたちの活動を支援するとともに、特定外来種の駆除や住民・来町者の意識向上の取り組みを国・県・各種団体と協力し推進します。

固定価格買取制度（FIT）による地熱発電設備等の開発が町内各所で計画されています。町条例や指導要綱に基づき、乱開発とならないよう事業者や地元住民の声を聞きながら推進します。また、菅原バイナリー発電所が稼働を始め、順調に推移していることから、引き続き、モニタリング結果を基に既存温泉等への影響の有無を監視します。

情報化等の推進

九重町ホームページについては、災害時における情報発信の強化やフェイスブックやツイッター等のソーシャルネットワークサービスにより情報発信の充実を図ってきました。引き続き、利用者の視点に立って、より見やすく充実したページ構成へと改修します。

ここのえケーブルテレビの自主放送については、地域メディアとして重要な役割を担っており、放送機器の更新を適切に行い、引き続き、公共情報の提供等による番組の充実を図ります。

交通体系の整備・促進

国道関係では、国道387号川底附近の未整備区間の早期完成及び引治栗野区間の早期計画着手に向けて、県との連携を強化するとともに、安全施設の整備について関係機関に強く要望します。

県道関係では、昨年の熊本・大分地震、梅雨前線豪雨災害で被災を受けた飯田高原中村線の早期復旧に向けて、引き続き、国や県に強く要望します。その他の県道についても、地元期成会や関係者と協力し、未整備区間の改良を要望します。

町道関係では、過疎地域自立促進計画及び橋梁長寿命化修繕計画等に基づき計画的に整備を行い、新規改良路線については、緊急度を考慮するとともに、補助事業等を最大限活用し計画的に実施します。

町営住宅並びに簡易水道の整備

本年度は、建築されてから既に35年以上経過し、老朽化が著しい飯田地区の町営住宅について、基本計画に基づき町有地を有効活用した造成工事に着手し計画的に実施します。

町営簡易水道は、昨年の熊本・大分地震、梅雨前線豪雨災害で被災を受けた野上水系の本復旧に全力を向け取り組めます。現在、安定した給水を行っているが、施設の老朽化対策及び地域の飲料水の安定供給を図るため、昨年度から継続して飯田水系配水池施設の更新を行います。また、町営簡易水道以外の水道施設についても補助金制度を活用し、安全で安心な飲料水の確保に努めます。

地籍調査の促進

九重町の総面積271.37km²の内、国有林、ほ場整備地の一部を除く225.60km²の調査計画を策定し、昭和63年度から地籍調査に着手し、これまでに東飯田地区・野上地区の調査を終え、平成19年度より飯田地区大字田野から調査に着手し、本年度は大字湯坪の一部を加えて調査を進めます。

人権擁護の確立と同和対策

昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立したことにより、自治体における差別解消に向けた更なる取り組みが求められています。本町においては、同和問題をはじめとしたあらゆる差別のない社会の実現のため、町民一人ひとりが理解を深めるよう啓発に努めます。「九重町人権施策基本計画」の見直しをはじめ、行政・町民・企業・団体が一体となり、人権課題の問題点の把握に努め、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、すべての人権に関する問題の解決に向け啓発の推進に努めます。

隣保館事業は、福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、住民のニーズに応じた地域福祉の推進を行い、各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に推進します。

男女共同参画

本町においては、昨年に策定した「新男女共同参画プラン」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進、仕事、家庭、地域生活等、多様な活動を自らの希望にそった形で展開し、一人ひとりが豊かな生活を送るために、職場の活気、家庭生活の充実、地域づくりの向上につながる「おもしろい心で笑顔あふれる町」づくりに努めます。

はじめに

九重町の教育（行政）は、教育環境整備・学習環境整備で一つの区切りを迎えました。今後は、こども園（保・幼）、小・中と地区公民館の連携による「地域に開かれた教育」を実現するため「このえ学園基本計画」の着実な推進が必要不可欠です。また、「幼保連携型認定こども園」は、新たな制度の下で動き出し2年目を迎えます。こども園を管轄する「子育て支援課」は、町長部局に所管替えになりましたが、今後もより一層連携を深め、就学前教育の充実に努めます。社会教育分野も、平成22年度からの地区公民館再編の中で、飯田地区を皮切りに順次「地域ふれあい交流センター（仮称）」が併設され、「自助・共助・公助のまちづくり」を推進するための社会教育活動の拠点施設になります。地区公民館と地区協議会が、より一層の連携と協働を深め自律のまちづくりの一助となるよう全力を傾注します。

生涯学習の推進

生涯学習とは、家庭教育や学校教育、社会教育、個人の学習など、人々が生涯にわたって取り組む学習を指すとしています。

さまざまな生涯学習をきっかけにして住民同士の結びつきや信頼関係を築くことで、地域づくりや町づくりへとつなげていくことが大切です。今後も生涯学習社会の実現に向けて、国や県の支援、関係機関・団体と協働しながら、あらゆる学習機会の支援に努めます。

「基礎・基本の徹底」「学ぶ意欲の向上」と「生きる力」を育む学校教育

学力の3要素は「基礎的・基本的な知識・技能」「それらを活用する思考力・判断力・表現力」そして「自ら学ぶ意欲や態度」とされています。引き続き、学習指導要領の視点に立つ授業づくりを進めます。

特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点から、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び支援を行うものです。特に、平成28年4月より「障害者差別解消法」が施行され、「合理的配慮の提供」が義務づけられたことから、教職員一人ひとりの理解と共通認識のもと、特別な支援を必要とする子どもたちへの支援体制を強化し、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成をはじめとした基礎的環境整備に努めていきます。

こども園・小・中の教育課程をつなぐ「学園構想」については、平成26年度から「このえ学園推進委員会」を設置して具体的な研究を進め、「このえ学園基本計画」を策定しました。平成27年度は、「このえ学園運営委員会」を設置して、地域代表、保護者代表、社会教育関係機関代表を加え、運営のあり方について協議を進め具体的な実施計画を作成しました。今年度は、28年度の試行を踏まえて基本計画に基づき実践・研究を進めると同時に、このえ学園評価委員会で指摘されている課題も克服していきます。

いじめや不登校に象徴される児童・生徒の問題行動の認知件数は、九重町では、県内平均以下となっています。平成26年度から、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月制定）に基づき、教育委員会では「九重町いじめ防止基本方針」、各学校では「学校いじめ防止基本方針」を定め、指導体制の充実と強化に努めました。今後も家庭や地域との連携を密にしながら、「問題行動ゼロ」に向けて全力を傾注します。また、不登校や問題行動の早期発見、早期解決に向け、九重町教育支援センター「ほっとスペース」やSSW（スクールソーシャルワーカー）を配置し関係機関との連携に努めます。

自律のまちづくりに即応した社会教育活動の推進

社会教育行政の最も重要な役割は、公民館や地域等で行われる自由な学習活動が、さらに自主的・主体的になっていくよう、学習環境、学習条件を整えていくことにあります。特に、公民館の役割は、町民の自主的な学習活動が発展する中で、地域の諸課題、諸問題の解決に結びつけていくことだと言えます。この理念は、九重町がめざす「自律のまちづくり」や「日本一の田舎づくり」とも連動することから、引き続き、各地区の「地区協議会」の活動支援にも努めていきます。

人権・同和教育の推進

「人権文化」とは、日常生活のあらゆる行動や言動の中に人権感覚が豊かに息づく状態が当たり前になることです。隣近所の助け合いや互いの存在を認め合う環境がないところに人権感覚は育ちません。人権文化の構築は、行政すべての分野における共通課題であるので、このような認識を深め合いながら、「九重町人権施策基本計画」に基づき、引き続きその推進に努めます。

平成28年12月に法制化された「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえて、部落差別を解消するために必要な教育と啓発活動に努めます。

文化・芸術、スポーツの振興

文化のまちづくりは、さまざまな文化・芸術活動を通じて、いつまでも住み続けていたい、住んでいることが誇りに思えるような「まち」をつくることです。町民一人ひとりが文化を楽しみ、体験できるよう、自主事業をはじめとした事業展開を行います。また、町民同士の交流が深まり合うような事業を促進し、日常的に文化を実感できるまちづくりを推進します。

パブリックコメント（住民意見の募集） に対する回答について

平成 29 年 2 月 17 日～3 月 20 日の間、以下の計画（案）をお示しし、パブリックコメント（住民意見の募集）を行いました。

意見募集を
行なった計画
（案）

九重町地域福祉計画（案）

九重町文化振興ビジョン（案）

生物多様性このえ戦略行動計画（案）

九重町地域公共交通網形成計画（案）



【頂いたご意見及び回答】

計 画	ご 意 見	回 答
九重町地域 福祉計画（案）	経済面の心配ごとがアンケート結果で出ており、その解決として安心して暮らせる地域づくりが大切だと思うが、取り組みが全く具体的でなく②の「高齢になっても現役で頑張れる地域づくりの推進」については、公助など何も見えないので、何を行うか、小さな目標でもいいので具体的に提案してほしいです。	本計画書は、九重町第 4 次総合計画を上位計画とし、その他の関連計画と縦横的に連携し整合性が図られたものを目指して策定されました。平成 29 年度に見直しを予定している九重町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画において具体的な取組みを示していきたいと考えております。
九重町文化振興ビジョン（案）	文化の見えるまちづくりとは。	文化の見えるまちづくり戦略に書かれていますが、住んでいることが誇りに思えるようなまちをつくることであり、そのためにも人材育成を進めていき、「芸術文化」としてだけでなく「生活文化」「伝統文化」としても捉え、基本理念を「文化の見えるまち、このえ」と設定しています。
	「文化」という言葉が曖昧であり違和感を覚える。	ご指摘のとおり「文化」という言葉が『人間の生活様式の全体。人類がみずからの手で築き上げてきた有形・無形の成果の総体。それぞれの民族・地域・社会に固有の文化があり、学習によって伝習されるとともに、相互の交流によって発展してきた。カルチュア。「日本の文化」「東西の文化の交流』（出展：大辞泉）とあります。文書の中での使い方によって「文化活動」「芸術文化」「地域文化」などと訂正したいと思います。
	「文化振興ビジョン」を「文化振興計画の展望」または「文化振興の将来像」と日本語にしてほしい。	他町村では計画の中で「ビジョン」と記載されているものもありますが、ご指摘の通り全町民に解り易い標記として「文化振興の将来像」を併記します。
生物多様性 このえ戦略 行動計画（案）	製作期間や製作に携わった人名（聞き取り調査で）を記載してください。	聞き取り調査でご協力いただいた方に対して、氏名掲載の了承を得た上で掲載したいと思います。了承確認の状況等によっては、氏名ではなく「聞き取り調査にご協力いただいた方」と記載する場合もあります。



※貴重なご意見を頂きましてありがとうございました。

ありがとうございました

特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して整備を行いました。

この交付金は、日出生台演習場関連公共施設の設置又は運用に伴う影響の軽減を図るため、周辺市町村が行う公共用施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てるための交付金であり、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とし、防衛省から交付されたものです。

平成28年度においては、普通交付額として58,158千円、運用の態様の変更に係る額として19,300千円、日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練実施時に交付されるSACO関係特別交付分として81,000千円の合計158,458千円が交付され、町では交付金を活用し下記の事業を実施しました。

これらの事業実施により、住民の移動手段確保に係る車両及び環境衛生保全に係る車両の整備、町道の道路幅員及び路面の改良、地域防災車両及び施設の整備、住民の交流拠点となる施設の整備が図られました。



ダンプ式ごみ収集車



金山線道路



消防詰所

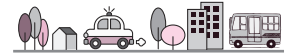
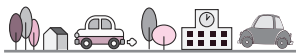


南山田公民館



コミュニティバス

事業名	内 容	事業費 (千円)	充 当 額 (千円)
コミュニティバス購入事業	27人乗り小型バス 3台	35,478	35,000
ごみ収集車購入事業	ダンプ式ごみ収集車・4t車 1台	10,584	10,000
金山線道路改良舗装工事	道路改良工事 L=115.4m	13,561	13,000
前辻小野原線道路改良舗装工事	道路改良工事 L=70.7m	18,511	16,762
平家山支線改良工事	法面工事 L=46.0m	3,812	3,000
小型動力ポンプ付積載車整備事業	13分団29部 小型動力ポンプ付積載車 1台	6,102	1,000
消防詰所建設工事	10分団22部 詰所 木造平屋建て 58.50㎡	10,813	11,000
南山田公民館整備事業	木造平屋建て 667.65㎡	212,712	63,696
菅原集会所設計委託	木造平屋建て 198㎡	7,107	5,000
合 計		318,680	158,458



地域公共交通に係る提言書提出



第9期町民が考える九重町町づくり会議



3月22日、町づくり会議 座長 穴井洋一郎さん（東飯田）から、約1年にわたって議論を重ね、町民のための施策等を考案した想いを町長に託しました。

町民が考える町づくり会議

この会議は、町長からの諮問に答申したり、町の抱える問題や町が目指すまちづくりの方向性など、まちづくりに意欲のある様々な立場から話し合いや勉強を重ね、町に提言をしています。

提言内容について（地域公共交通）

人々が自立した生活を営む上では“移動手段の充実”は欠かせないものですが、近年の自動車社会の進展や人口減少、少子高齢化など、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が、現在の利用者さえも減少させ、「負の連鎖」に陥っている状況も見られます。このままでは公共交通が起因となる多くの課題が発生しかねません。

しかし必要としている人の支援の充実を目指すことで地域公共交通の維持・改善は交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらします。

そこで、それぞれの地域が抱える課題を丁寧に探し、地域公共交通の“在り方”を考えていくことが重要です。

そうした中で、平成28年度に地域公共交通網形成計画を策定、翌29年度には、再編実施計画を策定することとなっています。

町民が考える九重町町づくり会議においても地域公共交通の維持・確保はますます高齢化が進む本町にとって重要であることから協議を行ってきたところです。

【現状について】

九重町においては、九重町地域公共交通総合連携計画に基づき平成21年度から過疎地域自家用有償運送により、コミュニティバスの実証運行を野上地区（寺床線・小平谷線）、南山田地区（小園線・うるが線）の運行を開始し、現在では9路線（寺床線、小平谷線、小園線、うるが線、鹿伏桐木線、中須上旦線、龍門線、豊後中村線、栗原線）をコミュニティバス3台で運行している状況です。

しかしながら、路線によっては著しく利用率が低いものや利用率の高い路線においても時間帯によっては利用者の少ないものも見受けられ、効率的な運行形態とは言えない状況です。

交通事業者による路線バスは、玖珠観光バスが豊後森～串野温泉・日田線、豊後森～菅原線の二系統と日田バス（平成28年9月まで）が豊後森～長者原線、千町無田線の二系統を運行していますが、近年、毎年約4,000万円の赤字補てんを行っている状況です。

また、JRや高速バス等の乗継の利便性に乏しい状況にあります。

【検討結果について】

コミュニティバスの運行状況や利用率、路線バス運行のために行ってきた赤字補てんの実情や公共交通の先進事例の把握のために福岡県八女市における「八女市予約型乗合タクシー」の視察を行ってきたところです。

八女市予約型乗合タクシーは、利用者が事前登録をしておけば、コールセンターへの予約連絡で、自宅などの指定出発場所と目的地までを乗り合いで送迎するドアツードアで運行しています。

町づくり会議は、4地区の委員で構成されていることから視察後、地区の実情や目指す姿を考え合わせながら、公共交通の在り方の検討をし、取りまとめを行ってきました。

今日までの町づくり会議での議論を踏まえ、下記のとおり提言します。



提 言 書

地形や気候、これらに起因する地域特性が変化に富む当町においては、特に地域特性に応じた地域公共交通の実現を目指すと同時に、財政負担を軽減し、効率的で利便性の高い持続可能な地域公共交通の実現を目指す必要があります。

そのため、これまでのように町と交通事業者が地域公共交通の確保について話し合い、取り組むだけでなく、利用者や財政負担を伴う町民を含む関係者が現状や課題について情報を共有し、共通理解を持ち、その課題解決に向けてそれぞれの立場で課題解決の主体となって役割を担うことが重要です。

【具体的検討課題】

- 1 地域公共交通の現状と将来像並びに課題について共有すること
- 2 現状のコミュニティバスについて利用率の低い路線や利用率の低い時間帯の運行について見直しを行うこと
- 3 今後、超高齢化が進むことから九重町の実態にあったデマンド運行を検討すること
- 4 運行にあたっては、基幹路線と支線に分けた効率的運行に努めること
- 5 地域公共交通の運行については、高齢者のみでなく定住促進、子育て支援の側面から児童などの交通弱者対策も考慮すること
- 6 できる限りJRや高速バスなどの乗継の利便性を図ること
- 7 コミュニティバスが多くの人々に親しまれるようラッピングを行うこと（図柄については町民からの公募など）
- 8 運転免許証の返納者に対する移動手段の確保を図ること

以上、提言します。

ただし、「地域公共交通再編実施計画」の策定にあたって財政負担を十分に考慮しながら、可能なものから実施し、効率的な運行に努めていただきたい。

平成29年3月22日

第9期町民が考える九重町町づくり会議

座長 穴 井 洋一郎

こども園にあたらしいおともだちが入園しました!

4月7日(金曜日) ここのえ飯田こども園・ここのえみつばこども園入園式

みつばこども園
[新入園児 41名]



飯田こども園
[新入園児 9名]



町内園児数 (261名)

みつばこども園	年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
	在籍数	2	20	27	30	38	57
	入園数	7	12	3	15	4	0
小 計		9	32	30	45	42	57
飯田こども園	年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
	在籍数	0	4	6	5	15	7
	入園数	1	4	0	1	1	2
小 計		1	8	6	6	16	9
合 計		10	40	36	51	58	66

安心して暮らし続けられる地域づくり

「認知症をみんなでささえるまちづくり連携協定書」調印式

話題①



エーザイ(株) 認知症ソリューション本部 小峰本部長、町長

3月21日、九重町とエーザイ株式会社の「認知症をみんなでささえるまちづくり連携協定書」調印式が役場で行われました。

今回の協定は「行政・医療・介護など関係機関の連携強化」「認知症ボランティアなどの人材育成」「認知症に対する理解促進や認知症の方の人権への意識啓発、研修」などを行う他、早期発見や治療に関して連携と協力を行うことにより、認知症になっても安心して暮らし続ける地域づくりを目的に結びました。

エーザイ株式会社はこれまでに全国の自治体と結んでおり、九重町は85力所目になります。

まちのために

話題③

玖珠九重農業協同組合・九重町飯田農業協同組合



町長、小田代表理事組合長、時松代表理事組合長

3月27日、JA玖珠九重・JA九重町飯田から母子手帳ケースと鉛筆の寄贈がありました。ご寄贈ありがとうございました。



- ・母子手帳ケースは今後、母子健康手帳と一緒に交付します。
- ・鉛筆は、町内の各小学校新入生(1年生)に送られました。

地域発展のために

話題②

「九重“夢”大吊橋物産直売所の管理に関する基本協定書」調印式

3月21日、九重町と九重町飯田農業協同組合の九重“夢”大吊橋にある物産直売所の指定管理協定書調印式が役場で行われました。

指定管理者として、JA九重町飯田が指定されました。

指定管理期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間となります。



町長、時松代表理事組合長

春の美しい風景を自分の目と足で発見！ 九州オルレフェア 九重・やまなみコース

話題④



各中継場所で「おもてなし」を堪能

3月25日、九州オルレ九重・やまなみコースの早春のイベントが開催されました。

今回は、あいにくの天気にも関わらず約270人の参加者が集まりました。

九重くらしの学校 開校!!

平成29年4月より「九重くらしの学校」を開校します。

○九重くらしの学校とは…

九重町の伝統や文化・先人たちの知恵を学びながら、人と人の繋がりをつくることを目的とした学校です。

九重町の伝統的な暮らしや食文化を継承したい

伝統的な暮らしには先輩方の知恵が詰まっています。伝統的な文化には、人々の輪(繋がり)があります。伝えることが出来る人も、どんどん少なくなってきています。これから九重町を担っていく方々に、九重町を伝えていきたいと考えています。

こんな想いを込めた学校です…

地域コミュニティを活性化したい 子育てしやすい地域をつくりたい

世代間の交流をすることで地域に顔見知りをつくり、九重町に頼る親戚の居ない方でも、例えば『九重町のお母さん』と呼べるような繋がり、そして、地域の子どもは地域の目と手で育てていけるような繋がりが出る事を期待しています。

食と健康は深く関わっていることを伝えたい

旬の食材を使用した料理や、昔からの和食を学びます。旬のものは、その時期に最も栄養価が高くなっています。また、素材の味を活かした和食は薄味でも旨みがあったり、発酵食品が多かったりと、海外のセレクトにも注目されています。

生物多様性を活用したい

昔は当たり前に行われていた自然の恵みを活かした生活や、伝統文化の継承は、生物多様性の活用につながります。また、若い人の柔軟な思想により、新たな自然とのつながりが見出されることも期待しています。

○●概要●○

- ・毎月1回の授業です。(全12回)
- ・年間通しての受講となります。
(2年目以降、修了者については各回の単発受講が可能となります。)
- ・全講座を受講していただいた方には、『九重くらし認定証』をお渡しします。
- ・町内各イベントでの伝統料理の継承等を行います。

○●授業内容(予定)●○

- | | | |
|----------------------------|---|----------------|
| 4月 草団子・山菜料理づくり | + | 5月 病予防ヨガ |
| 5月 ちまき・柏餅・筍の水煮 | + | 運動会のためのカメラ講座 |
| 6月 梅仕事1(梅干塩漬け・梅シロップ・梅味噌) | + | わたしの健康講座 |
| 7月 梅仕事2(梅紫蘇漬け・紫蘇ジュース)・田舎饅頭 | + | 虫よけスプレーワークショップ |
| 8月 盆鰯の煮物・盆団子づくり | + | セルフケアマッサージ講座 |
| 9月 地鶏飯・やせうまづくり | + | 自然と触れ合おう!! |

※10月～3月までの授業内容につきましては、受講生の要望により決定します。

平成29年度生徒の募集につきましては終了しましたが、授業報告を毎月掲載いたします。

どうぞご覧ください!!

お問い合わせ

九重文化センター

☎76-3888

大分県後期高齢者医療の健康診査について

大分県後期高齢者医療広域連合の行う健康診査は、糖尿病等の生活習慣病を早期発見、早期治療するために行われます。健康管理のために年1回の健康診査を受けましょう。

【対 象 者】

大分県後期高齢者医療の被保険者が対象です。

※かかりつけのお医者さんで生活習慣病の診療等を受けている方、同年度中に健康診査又はそれに相当する健康診査を受診された方は、必ずしも健康診査を受ける必要はありません。

【健 診 項 目】

問診、身体計測、血圧測定、尿検査（糖・蛋白）、血中脂質検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）、血糖検査（空腹時血糖又はヘモグロビンA1c）、肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）、腎機能検査（血清クレアチニン）

【日程・場所】

九重町が行う集団健診と同じ日程・会場又は広域連合の指定医療機関（委託している病院等）いずれかで受診することができます。受診できる病院につきましては、広域連合又は後期高齢者医療担当窓口（役場 住民課）にお問い合わせください。

【持参するもの】

大分県後期高齢者医療の被保険者証（保険証）と、広域連合より5月下旬までに送付される健康診査受診券（青色のはがき）を持参してください。

被保険者証や健康診査受診券を忘れたり、紛失したりすると、健康診査を受診できない場合がありますので、お手元がない場合は広域連合又は後期高齢者医療担当窓口（役場 住民課）にお問い合わせください。

【費 用】

健康診査にかかる費用は年1回のみ無料です。

【健康に関する相談】

九重町の健康相談窓口（保健福祉センター）をご利用ください。

☆ご不明な点は、下記の広域連合事務局または後期高齢者医療担当

窓口（役場 住民課）までお問い合わせください。

お問い合わせ

大分県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎097-534-1771
九重町役場 住民課 国保年金グループ ☎0973-76-3802

国民年金広場

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入することが義務づけられています。

20歳になれば、自営業者だけでなく、会社員や公務員、専業主婦や学生も、みんな国民年金の被保険者となり、「基礎年金」という共通の年金を受けられるしくみとなっています。

加入の種類は職業などによって第1号～第3号被保険者に分かれていて、それぞれ加入の手続きや保険料の納め方が違います。

	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号被保険者	農林漁業者 自営業者 学生 等	市町村へ	納付書や口座振替で各自納付
第2号被保険者	会社員・公務員	勤務先へ	勤務先で納付（給料から天引き）
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先へ	自己負担なし（配偶者の加入する年金制度が負担）

変更があったら忘れずに届け出ましょう！

種別が変更となる以下のような場合は届け出が必要となります。（14日以内）

手続きには異動日が確認できる書類をお持ちください。

未加入期間をつくらないように必ず届け出ましょう。

▶ 第1号被保険者（農林漁業 自営業者 学生など）

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
会社員・公務員の配偶者の扶養となった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

▶ 第2号被保険者（会社員 公務員）

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
退職した	第1号被保険者	市町村
退職し、同月中に再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
会社員・公務員の配偶者の扶養となった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

▶ 第3号被保険者（会社員 公務員に扶養されている配偶者）

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
配偶者の退職や扶養者本人の収入増（見込年収130万以上）により扶養ではなくなった	第1号被保険者	市町村
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先

国民年金保険料は納期限までに納めましょう！

平成29年4月分から平成30年3月分の国民年金保険料は月額16,490円です。

納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなったり、年金を受け取れなかったりする場合がありますので国民年金保険料は必ず期限内に納めましょう。

納付書での納付の場合は、各種金融機関のほかに、提携のコンビニエンスストアでも納めることができます。また、クレジットカードによる納付、便利なお得な口座振替や前納制度もありますので是非ご利用ください。

納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

● 国民年金の「保険料免除制度」をご存知ですか？

国民年金には経済的な理由で保険料（月額16,490円）の納付が困難な場合は、申請手続きをすることにより、保険料の納付が免除又は一部免除（一部納付）となる制度があります。

「全額免除制度」	→	保険料の全額が免除
「4分の3免除制度」	→	保険料の4分の1を納付（4,120円）
「半額免除制度」	→	保険料の2分の1を納付（8,250円）
「4分の1免除制度」	→	保険料の4分の3を納付（12,370円）

※これらの免除制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定の基準額以下であることが条件です。また、未申告の方がいる場合は免除審査ができません。

※失業中の方で、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証をお持ちの方は、免除審査の際に考慮される特例もありますので、申請の際にご持参ください。

※一部免除となった場合、残りの一部納付部分を納めないと未納となります。

※受け取る年金額については、免除の種類や期間に応じて減額されます。

● 学生や50歳未満の方の保険料免除について

収入の無い学生の方には「学生納付特例制度」、50歳未満の方には「納付猶予制度」があります。制度を利用して未納期間をなくしましょう。これらの特例制度では、年金受給資格期間として算入されますが、受け取る年金額には反映されません。

● 平成29年度分の国民年金保険料免除申請の受付について

平成29年度分（平成29年7月分から平成30年6月分）の免除申請の受付は平成29年7月1日から受け付けます。平成29年4月分～平成29年6月分は現在受付中です。

学生納付特例申請については、平成29年4月1日から受け付けます。

免除制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定の基準額以下であることが条件です。なお、未申告の方がいる場合は免除審査を行えません。

なお、申請月から2年1ヶ月前までさかのぼって免除申請ができます。（学生納付特例も同様です。）申請には年度ごとの申請書の提出が必要です。

● 3月で卒業を迎えた学生（20歳以上）の方へ

平成29年3月に卒業を迎えた学生で、「学生納付特例」を受けられていた方については、3月までで納付特例期間が終了しました。経済的な理由などで卒業後4月以降の保険料の免除を希望される場合はお早めに申請手続きをお願いします。

なお、今回から一般の免除制度となりますので、免除申請の際には過去2年分（学生であった平成27年中と平成28年中）の所得の申告を済ませておくことが必要となります。

● マイナンバーについて（これから年金を請求する方、年金を受給中の方）

平成29年4月より、年金請求書等にマイナンバーを記載いただくこととなります。年金請求必要書類のほか、マイナンバーカードもしくは通知カードと窓口でご本人確認のできる免許証等の顔写真付きの証明書をお持ちください。

なお、国民年金以外の加入記録のある方は、年金事務所にて手続きをしてください。

4月の 年金相談

日時 4月26日（水）午前10時～午後3時
場所 九重町役場 1階 102会議室 ※予約制 ☎0973-22-6174

今月の納税

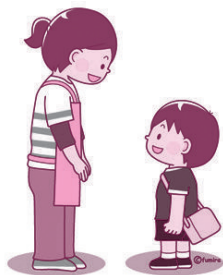
納期限 5月1日（月） 【国民健康保険税（仮算定）】

お問い合わせ 日田年金事務所 ☎ 0973-22-6174

『第24回福祉と健康と社会教育を考える集い』 が開催されました。

3月5日、「第24回福祉と健康と社会教育を考える集い」が九重文化センターで開催されました。この大会は、少子高齢化に伴う様々な問題を解決するために、町民、ボランティア、福祉団体、行政が一体となり毎年開催されているものです。

大会では、福祉、教育などの分野で多くの方が表彰され、受賞者を代表して吉富芳香さんがあいさつ。また、記念講演では星の会（不登校を考える親の会）代表、加嶋文哉さんが「子ども・親が悩んで孤独にならないよう、地域一帯で見守りができる環境づくりに努めなければならない」とお話しがありました。



九重町民生委員表彰

九重町民生委員表彰規定により、この度退任された7名の方々が、3月5日に開催した「第24回福祉と健康と社会教育を考える集い」で表彰されました。

九重町民生委員児童委員として、それぞれの地域において、色々な悩みや問題、また、経済的、精神的に困っている方々の相談を受けていただくなど、長年にわたり福祉の向上に貢献していただきました。ありがとうございました。

被 表 彰 者	行政区	期 間
永 樂 三千則さん	奥 野	3 期 9 年間
吉 富 芳 香さん	下旦5	6 期 1 8 年間
松 木 鈴 子さん	川下北	3 期 9 年間
森 久 枝さん	奥 郷	3 期 9 年間
長 田 弘 さん	湯 沢	4 期 1 2 年間
清 竹 久美夫さん	黒猪鹿	3 期 9 年間
若 杉 廣 子さん	川西3	3 期 9 年間

臨時福祉給付金（経済対策分）のご案内

臨時福祉給付金（経済対策分）とは

臨時福祉給付金（経済対策分）は、平成26年4月に実施された消費税率引き上げによる負担を緩和するため、所得の少ない人に対して、暫定的・臨時的な措置として支給するものです。このたび、国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して「経済対策分」として給付することになりました。

給付要件

- 給付対象者** 平成28年度分の住民税が課税されていない方が対象です。
 ※ただし、
- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合（住民税において、課税者の扶養となっている場合）
 - ・生活保護の受給者である場合
 - ・平成28年1月1日から支給決定までの間に死亡された方などは対象となりません。



給付額 1人につき 15,000円

基準日 基準日（平成28年1月1日）時点で住民票が九重町にある方が対象です。

申請方法

- 申請先** 九重町役場 健康福祉課 **申請期間** 5月1日（月）～8月31日（木）
提出書類 申請書一式（給付対象者と思われる方には、申請書を郵送します。）



②9 各事業所の活動紹介

シリーズ しょうふくし 『障がい福祉』

今回は、地域活動支援センターむつみ会と就労継続支援B型事業所きりかぶです。

むつみ会

こころのハンディを持つ人たちがスポーツや作業等を通じて働く喜びを味わい、生活リズムも整い、社会生活に必要な適応性を養い、社会的、精神的自立ができるようお手伝い致します。

集う・憩う
仲間づくりの場

社会生活に必要な
能力を高める場

生活リズムを整え
就労へのステップ

どうぞお気軽にご相談下さい！一人で悩まず、一緒に支え合っていきましょう。

（お問い合わせ） 玖珠町大字帆足 211-2
NPO 法人 むつみ会
☎72-6306

きりかぶ

平成28年7月1日より障がい者の仕事場「きりかぶ」を開所しました。障がいを持った方たちへの生活及び仕事の援助、相談等を行っています。

それぞれが日中活動始める前、終えてからのくつろぎ、やすらげる場所、そんな「家」を目指しています。温かくて楽しい雰囲気をつくることを大切にしています。

働いてみたい方、ぜひ「きりかぶ」まで来てみませんか！



老人福祉施設等での仕事



個人宅の清掃

（お問い合わせ） 玖珠町大字帆足 233-6
きりかぶ ☎72-1022

（お問い合わせ） 健康福祉課

補助金を利用して環境にやさしい生活を！

合併浄化槽設置に対する補助金

九重町では生活排水処理の向上をすすめるために、合併浄化槽設置に対する補助金を出しています。毎年約 60 件前後の家庭で合併浄化槽設置整備事業補助金の利用が行われており、少しずつではありますが九重町の生活排水処理率は上がってきています。しかし、町内の約半数の家庭では、生活排水が未処理のまま水路や川へ流れだしているのが現状です。特に、トイレの排水処理だけは行われている家庭の場合、その他のお風呂や台所からの排水が未処理のまま流されていても、生活の中で困ることがないため、合併浄化槽への関心が低くなりがちです。

そこで町はこの現状を改善するために、汲み取りや単独浄化槽からの転換での合併浄化槽設置に対して、町独自で 10 万円の補助金上乗せを行っています。また、県からの 10 万円の補助金上乗せも継続されることとなったため、合併浄化槽の設置を行うなら今がチャンスです。

なお、単独浄化槽を撤去する際の費用についても、最大で 12 万円まで補助を行います。



	設置区分	補助金額	
		改 築	新 築
5 人槽	延床面積が 160 ㎡までの住宅	532,000 円	332,000 円
7 人槽	延床面積が 160 ㎡を超える住宅	614,000 円	414,000 円
10 人槽	2 世帯住宅 (台所、浴室が 2 ヶ所以上)	748,000 円	548,000 円
		120,000 円	

生ごみ処理容器（コンポスト）に対する補助金

生ごみ処理容器（コンポスト）を使用して、『生ごみ』から『資源』にする取り組みを行いませんか？可燃ごみの排出量も減らせ、堆肥化することにより家庭菜園などにも利用できます。

生ごみ処理容器の購入に対しての補助金制度は次のとおりです。

- ・ 補助額 生ごみ処理容器購入金額の 2 分の 1 を補助します。ただし、100 円未満は切り捨てとし、上限額は 5,000 円までとします。
- ・ 条 件 補助制度の利用は、1 家庭につき生ごみ処理容器 2 基分までで、5 年間は再度の補助を受けられませんので、ご注意ください。



受講生募集！ 栄養教室（食生活改善推進員養成講座）



食生活に関する知識や技術を学び、
食を通じた健康づくりを家庭や地域へ広める
ボランティアを養成します！

- 受講期間 平成 29 年 5 月～平成 30 年 3 月まで（全 7 回）
午前 9 時 30 分～午後 2 時
- 受講内容 食生活、健康づくりについての講義、調理実習など
- 受講費用 無 料
- 受講資格 九重町在住の方
教室修了後、食生活改善推進協議会に入会して地域の健康づくりに活動していただける方
※男性の方の受講もお待ちしています
- 募集人員 先着 25 名
- 応募締切 5 月 23 日（火）まで
- 申し込み 保健福祉センターまで



開講式 ： 平成 29 年 5 月 30 日（火）

狂犬病予防注射のお知らせ

生後 91 日以上の子には登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。

また、狂犬病予防注射は毎年の接種が義務付けられています。

□狂犬病予防注射は、地区ごとで行う集合注射または動物病院で実施してください。

動物病院で受けたときは、「狂犬病予防注射済証」を持参し、狂犬病予防注射票の交付を受けてください。」

□犬の登録や転入・転出・死亡等の異動があった場合は、九重町保健センターや集合注射会場で行うことができます。

※犬の体調不良などにより、予防注射を期間内に受けられない場合は、動物病院にて猶予手続が必要です。

※集合注射の日程会場については、人権・健康・環境カレンダーをご覧ください。

【登録、狂犬病予防注射の手数料について】

登録手数料	3,000 円
-------	---------

狂犬病予防注射料	2,520 円
狂犬病予防注射票交付手数料	550 円
合 計	3,070 円

お問い合わせ

保 健 福 祉

「2017年度 ふるさと探検クラブ」

メンバー募集!

九重町の未来を担う子どもたちに、自然豊かな私たちの“ふるさと”九重町の自然をおもいきり体験してもらい、郷里をもっと好きになってもらおうと、連続の活動（計4回）を企画しました。九重町が源流域となる筑後川をテーマに、源流から下流（有明海）までを探検します。皆さん、ぜひご参加ください！

- (1) 対 象 九重町内の小学3年生～6年生
- (2) 参 加 費 5,500円（年会費500円＋キャンプ参加費5,000円）
- (3) 活動内容（予定）

第1回 6/24（土）	第2回 7/15（土）	第3回 8/1（火）～3（木）	第4回 9/2（土）
筑後川はどこからはじまる？ 源流域を探検しよう！	川を知ろう！ 生きもののさがしと川遊び	海だ！干潟だ！ 夏の有明海キャンプ！ 内容：干潟体験、海の生きものしらべ（干潟、うなぎ塚）、海水浴など	感じたことを活動に！ ふるさとの自然を守る活動
 	 	 	 

※第4回の活動は、日程および内容を変更する場合があります。

- (4) 応募締切 5月28日（日）
- (5) 応募方法 郵送・メール・FAX のいずれかにて、参加者のお名前・学校名・学年・住所・電話番号・応募動機（100字程度）を役場 社会教育課までご連絡ください。
※応募者多数の場合は、抽選にて選出いたします（20名程度）。
- (6) 主 催 九重町、九重町教育委員会、九重ふるさと自然学校
- (7) 特 典 「ふるさと探検クラブ」のメンバーは、(3) 活動内容以外にも下記のプログラム（自然学校主催）に無料で参加できます。

7/1（土）「夏のくじゅうバードウォッチング」、8/12（土）「田んぼの生きものしらべ～夏～」
10/9（土）「田んぼの生きものしらべ～秋～」、12/2（土）「しめ縄つくりと正月飾りづくり」
12/9（土）「冬のくじゅうバードウォッチング」

申込み

〒879-4895 九重町大字後野上8-1
九重町役場 社会教育課 社会教育グループ
☎ 76-3823 FAX 79-3826
mail: syougaku@town.kokonoe.lg.jp

お問い合わせ

〒879-4911 九重町大字田野1624-34
九重ふるさと自然学校
（運営：一般財団法人 セブン・イレブン記念財団）
☎ 73-0001 FAX 79-3434
mail: kujyu-sizengakkou@7midori.org

クイズで楽しもう！『むかしばなしの世界』★リターンズ★

「子どもの読書週間（4／23～5／12）」の行事、日本と世界の昔話をテーマにした「むかしばなしクイズ」が3年ぶりに帰ってきます！前回、のべ 121 名のご参加をいただいた人気イベント。初めての方もリベンジの方も、新たなクイズに挑戦してください！



今回も問題の難易度によって初級・中級・上級の3つのランクをご用意しています。館内には答えのヒント本も展示しています。家族や友達同士で、相談しながら楽しく挑戦してくださいね。参加方法など、詳しくは図書館カウンターでおたずねください。ご回答くださった皆さんには、その場で参加賞（粗品）を差し上げます。ふるってご参加ください。

さらに、各ランクの正解者（全問正解者がいない場合は成績順）の中から抽選で3名様ずつには賞品（図書カード）もご用意しています！正解＆当選者発表日もぜひ、ご来館くださいね！

【イベントのお約束】

- ※ イベント期間は4月25日（火）～5月21日（日）の約1か月間です。
- ※ 対象は九重町図書館来館者。各ランクごとに1人1回の挑戦ができます。
- ※ クイズの正解及び、当選者の発表は5月23日（火）～5月31日（水）の間、図書館内にて掲示いたします。

★「おはなし会」毎月第2土曜日 午前10時30分～11時

4月のボランティアグループは「スター」のみなさんでした。5月は「ぶちトマト」のみなさん（5月13日の予定）です。赤ちゃんも大歓迎です！ボランティアさんが工夫して、やさしい手あそびや、ことばのリズムが楽しい絵本を読んでもくれます。どうぞお気軽に遊びにいらしてください。

★「おはなしボランティアさん」募集中！

こじんまりとしたスペースで、数組の小さい子どもさんとお母さんとおもな“お客さん”になることが多いです。絵本や手あそびをいっしょに楽しみながら、本好きのここのえっ子を育ててくださるボランティアさんをお待ちしています！

新刊・新着図書案内

～春いっぱい！感動いっぱい！図書館は、本との出会いをお手伝いいたします！～

●児童書・コミック

おやすみ、エレン 魔法のぐっすり絵本 カール・ヨハン・エリー
小説チア☆ダン 女子高生がチアダンスで全米制覇 林民夫
心やさしく賢い子に育つみじかいおはなし366
魔法の庭の宝石のたまご（シリーズ20） あんびるやすこ
ふしぎ駄菓子屋銭天堂7 廣嶋玲子
おもしろいほど成績が上がる中学生の「間違い直し勉強法」 黒沢賢一
中学・高校6年分の数学が10日間で身につく本 間地秀三
その他多数

●一般書

秘薬（表御番医師シリーズ⑨） 上田秀人
旅立ちぬ（吉原裏同心抄） 佐伯泰英
風のかたみ 葉室麟
本所おけら長屋①～⑧ 畠山健二
この嘘がばれないうちに 川口俊和
か「く」「し」「ご」「と」 住野よる
騎士団長殺し 第1部・第2部 村上春樹
ついに、来た？ 群ようこ
がん消滅の罠 岩木一麻
なかなか暮れない夏の夕暮れ 江國香織
果鋭 黒川博行
大人の流儀7 さよならの力 伊集院静
アジアの子どもたちに学ぶ30のお話 池間哲郎
サイコパス 中野信子
どんな時でも人は笑顔になれる 渡辺和子
知の仕事術 池澤夏樹
顔二モマケズ 水野敬也
ギネス世界記録2017 クレイグ・グレンディ編
少年サッカー必勝バイブル スタメンを勝ちとる！
柏レイソル・監修

強く美しい体をつくる登山エクササイズ 西田育弘
12歳までに「勉強ぐせ」をつけるお母さんの習慣

楠本佳子
押川剛
志賀貢
「子供を殺してください」という親たち
臨終の七不思議
自然栽培V o l . 10 大豆、一大事 木村秋則・監修
病気の9割は歩くだけで治る！ 長尾和宏
もっとひろがる国産米粉クッキング 坂本廣子
明日使える！お弁当大百科 渡辺あきこ
a j i k u r a レシピA級グルメのまち島根県邑南町発！
ロシアとはどういう国か？
「察しない男」「説明しない女」のモメない会話術

五百田達成
年中使えるイラストカット生活・
ビジネス・イベント・地域活動 小林正樹
ねことじいちゃん③ ねこまき
必ず一度は訪れたい！日本の世界遺産ガイド

かみゆ歴史編集部
季刊のぼろ2017春V o l . 16
奇跡の絶景に出会う旅九州・山口
その他多数

●AV(DVD)

ズートピア バイロン・ハワード監督
ファインディング・ドリー アンドリュー・スタントン監督
かいけつゾロリ うちゅう勇者たち 原ゆたか・原作
サマー・ウォーズ 細田守監督
超高速！参勤交代 本木克英監督
殿、利息でござる！ 中村義洋監督

4月のハート降る♡このえ

思いがけないタイムカプセル

3月は、別れのとき。巷のニュースでは、涙とともに学び舎を旅立つ子どもたちの姿が放送されていました。我が家の息子も今春、中学校の卒業を迎えることができました。

とある日、家族で外出から戻ると、自宅のポストに何やら大きな荷物が。何か宅配物が届いたのかなと、中身を空けてみると…。なんと息子の小学校1年生の時の写真や当時描いた絵や書写の作品が多数入ったアルバムが届けられていました。早速、本人を含め家族みんなで、いただいた写真や作品を眺めながら、「あんなこともあったね。」「こんなこともあったね。」「当時の思い出に浸り、心も身体も大きく成長した現在までの成長の過程を振り返りながら家族での会話が弾みました。

しかし、妻と二人で、いったい誰からのサプライズだろう？と首を傾げながら思いを巡らしました。幸い、インターフォンで、届けてくれた人が記録されており、その正体が分かりました。思いがけないタイムカプセルを届けてくれたのは、小学校1年生のときの担任の先生でした。

話を聞いてみると、どうやら中学校の卒業まで当時の写真や作品を保管してくれており、一人ひとりの作品をファイルに綴じて、プレゼントしてくれたとのこと。卒業時にタイムカプセルを埋めて、数年後にそれを掘り返すという話は良く聞きますが、これまで大事に保管してくれていたこと、そして、子どもたちの成長を心に留め、中学校卒業の際に、それらをプレゼントしてくれたこと。感謝の気持ちでいっぱいになりました。

ここからは、想像の域ですが、きっと担任したクラスの生徒が中学校卒業時にこのようなプレゼントをしているのではないかと思います。担任した生徒たちのことをいつまでも忘れず、その成長過程を忘れずに見守ってくれている、その心遣いに心が温かくなりました。本当に、本当に、ありがとうございました。

伝えたい「ちょっといい話」「心あたたまる話」をぜひお寄せください。

ハート降るこのえ担当 阿部 征則

郵便の場合は次のところへ。〒879-4895 九重町役場企画調整課(☎ 76-3807)

幸せになろうね

No.250

人権

心の扉

新年度になって思うこと

新年度になり早くも3週間になります。今年に入ってから寒い日と温かい日が交互にあり、体調管理に気をつかわれた方も多かったのではないのでしょうか。

私自身は、たまには家族と花見にでも思うところですが、なかなか家族サービスができなくて、申し訳なく思うこのごろです。

皆様には季節も暖かくなっていきますから、ぜひ家族や友だちと心に余裕をもって、お出かけされてはいかがでしょうか。

さて、去年は4月1日より「障害者差別解消法」が

スタートし、障がいのある方の社会的障壁を取り除き、障がいのある人もない人もお互いに個性を尊重し合い、支えあいながら「共生社会」の実現を進めてきました。

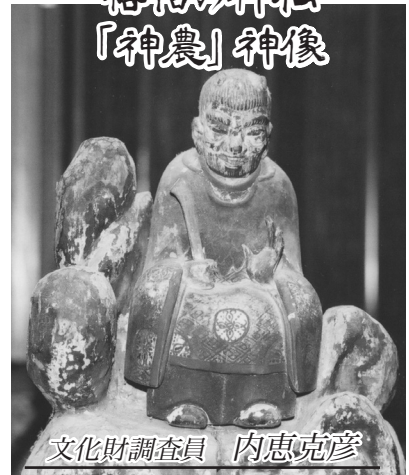
また、12月16日には、はじめて「部落差別」の言葉を冠した「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律は、部落差別は絶対にゆるされないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について、全ての人の理解をさらに深めていくように努め、部落差別のない社会の実現をめざしたものです。

九重町においても法律の趣旨をふまえて、同和問題の解決のため、国や県・他市町村と連携しながら引き続き積極的に取り組んでいかなければならないと思います。

まず、町民の皆様とともに、さらに同和問題を正しく理解し、基本的人権の理念にのっとり、差別や偏見のない豊かで明るい町をつくっていきたいと思います。

総務課 人権・同和・男女共同参画グループ

足立 文人

ふるさとの
文化財探訪—俗信の神仏—
「神農」神像

文化財調査員 肉恵克彦

(写真) 神農像

野上尾本の佐藤家に、「神農」という珍しい神像が祀られている。神農像が、玖珠郡内で確認されているのは、今のところこの一軀のみである。

神農は中国での伝説上の皇帝で、伏羲・黄帝とともに「三皇」とよばれている。そして神農が帝王となったのは、漢代以降（西暦二二〇年以降）で、農業・医薬の祖として敬われ、庶民の間にその信仰が広がっていった。神農の姿は、人身牛首で表現され、民に農耕を教え医薬の製法を創案したと伝えられている。

「牛首」とはいっても、絵に描かれている姿は、頭上に瘤のような角がつけられている程度で、ほとんど人間の姿をしている。右手に持った薬草を口で噛みしめている姿が見られるが、これは、あらゆる植物を自ら口に含んで、その薬効と毒性を解明し、本草学を創始したという言葉い伝えを表現したものである。

また神農の著作と伝えられる『神農本草』は、中国最古の薬物書であり、のち

に（西暦五三〇年頃）整理され、『神農本草経』・『神農本草経集注』としてまとめられ、特に『集注』の七巻は、隋・唐以降のあらゆる本草書の原点となった、とされている。

神農は、日本では農業の神としてより医薬の神として祀られてきたのは、これら本草学の影響が強かったからであろう。

日本の漢方医たちはいつの頃からか、冬至の日に家内で神農を祀りはじめ、現在でも旧暦の冬至にあたる一月二二・二三日が神農神の祭日となっている。

大阪市東区道修町は、江戸期から薬問屋が軒を並べる薬の町で、ここの少彦名神社は、安永九年（一七八〇）に京都の五条天神社から勧請した少彦名命とともに神農神を合祀して創建された。少彦名命は、医療やまじないの神とされている。

さて佐藤家の神農像は、総高が四〇センチの像で、岩座の上に座り、頭上には二つのコブのように作られた角を作りだしている。右手には、棒状（不明持物）の物を持つている。残念ながら製作銘などは見当たらなかったが、少なくとも江戸末期頃製作されたものと考えられる。この神像が佐藤家に伝えられているのは、当家が江戸期には医家であったからであろう。

◎ 優良運転者表彰申請のお知らせ ◎

○申請対象及び基準

大分県交通安全協会会員（運転免許更新時に協会費納入の方）で、運転免許取得後、現に自動車等の運転に従事している方で、下記の要件を満たす方

◆優良運転者表彰50年（40年・30年・20年・15年）申請

- 1) 自動車等の運転に従事した期間が6月1日現在、満50年（40年・30年・20年・15年）以上経過し、かつ、過去50年（40年・30年・20年・15年）以内に交通事故の当事者として刑事処分を受けたことがない方
- 2) 過去30年（25年・20年・15年・10年）以内に交通関係法令違反により刑事処分を受けたことがない方
- 3) 過去25年（20年・15年・10年・5年）以内に交通違反により告知されたことがない方
- 4) 人格円満にして、業務に精励し、他の模範と認められる方
- 5) 40年（30年・20年・15年・10年）優良運転者表彰を受けている方

◆優良運転者表彰（10年）申請

- 1) 自動車等の運転に従事した期間が6月1日現在、満10年

以上経過し、かつ、過去10年以内に交通事故の当事者として刑事処分を受けたことがない方

- 2) 過去5年以内に交通関係法令違反により刑事処分及び交通違反により告知されたことがない方
- 3) 人格円満にして、業務に精励し、他の自動車運転者の模範と認められる方

○申請受付期間：5月1日（月）～6月15日（木）まで

〔土日・祭日除く 午前9時30分～午後5時〕

○申請場所：玖珠警察署内（公財）大分県交通安全協会玖珠支部事務局

○申請に必要なもの：運転免許証 ・交通安全協会会員証・表彰申請書・確認書・印鑑・無事故無違反証明書（5月1日以降発行のもの、申請料630円）

※申請書・確認書・証明申請書は、交通安全協会窓口に準備してあります。

お問い合わせ

（公財）大分県交通安全協会玖珠支部事務局

☎ 72-1661

各種相談・研修

認定司法書士による
無料法律相談会

■日時 5月12日(金)
午後1時～3時

■場所 九重町役場

■内容 相続や登記の名義等に関する
ご相談はもちろん、多重
債務問題や悪質商法トラブ
ル等の様々な法律紛争に関
するご相談

■その他 相談料無料・原則予約不要
(但し予約者優先)

※予約がなくても当日のご
相談をお受けします。ただ
し、事前にご予約いただい
た方と相談時間が重複した
場合、お待ちいただくこと
になりますのでご了承ください。

■主催

大分県司法書士会青年の会

■予約・お問い合わせ
大分県司法書士会青年の会
九重町無料相談会事務局
(担当 大野)

☎77・6282

同行援護従業者

養成研修

〔一般課程・応用課程〕

■内容

視覚障がいにより移動に著
しく困難を有する障がい者
等の外出時に同行し、移動
に必要な専門知識・技能を
習得することにより同行援
護従業者の養成を図ること
を目的としています。

■開催予定日

【一般課程】

6月13日(火)、14日(水)、
19日(月)の3日間
午前9時30分～午後4時30
分または5時30分予定

【応用課程】

6月23日(金)、
28日(水)の2日間
午前9時30分～
午後4時30分予定

■開催場所

日田地域福祉事業所
虹の家 2階(講座会場)
他会場有

【両課程】

■募集人員 定員20名

■受講対象者

全日程を受講できる方

■受付期間

定員になり次第締め切り

■受講料

32,400円

(テキスト代、実習費等込)

※駐車場利用

別途月額500円

■申込み・お問い合わせ

労協センター事業団

日田地域福祉事業所虹の家

☎0973・25・5011

FAX 0973・25・5012

防災管理新規講習

■日時 6月15日(木)

■会場 大分県教育会館
(大分市下郡)

☎097・556・6411

■受付期間

5月16日(火)～5月23日(火)

■受講料 6,500円

■定員 50人

■受講申込書の入手方法

- ① 玖珠消防署で入手する。
- ② 当協会の窓口で入手する。
- ③ 日本防火・防災協会及び
当協会のホームページか
らダウンロードして入手
する。

■申込み・お問い合わせ

一般財団法人

大分県消防設備安全協会

☎097・537・3125

募集・お知らせ

屋外広告物のルールが
変わります！

平成28年12月に大分県屋外
広告物条例が改正されまし
た。

平成29年4月から、高い位
置に設置された広告物(地

上からの高さが4mを超え
るもの)は、屋外広告士な
どの資格者による点検が必
要になります。

屋外広告物による事故防止
のため、適正な安全管理に
ご協力をお願いします。

なお、屋外広告物に関する
ご相談については左記まで
お問い合わせください。

■お問い合わせ

大分県玖珠土木事務所
建設・保全課

☎72・1152

檢察審査会に
ご相談を！

交通事故、詐欺などの被害
にあつて、警察や檢察庁に
訴えたが、檢察官がその事
件を裁判にかけてくれな
い。こんな不満をお持ちの
方は、檢察審査会にお気軽
にご相談ください。
相談は無料です。秘密は固
く守られます。

■お問い合わせ

大分檢察審査会事務局
(大分地方裁判所内)

☎097・532・7161

平成29年度
銃砲刀剣類登録審査会

■期日

5月10日、7月12日、

9月13日、11月8日、
1月10日、3月14日
(全て水曜日)

■時間

午後1時～5時
(受付 午後4時30分まで)

■場所

大分県庁舎別館
8階84会議室

①「銃砲刀剣類登録証」がつ
いていない古式銃砲や刀剣
類は所持できないので、必
ず県教育委員会の銃砲刀剣
類登録審査会に出向き、登
録証の交付を受ける必要が
あります。

②会場には、現物と発見届出
済証・登録手数料(1件
6,300円)を持参して
ください。代理人でも結構
です。(ただし家族以外の
代理人は、委任状が必要で
す。)なお、県庁の駐車場
は利用できません。

③登録証を紛失した場合は、
登録証の再交付を受けなけ
ればなりません(再交付手
数料1件3,500円)。

④未登録物件の所持・売買は
できません。

■お問い合わせ

大分県教育庁文化課
文化財班

☎097・506・5498

まちの担い手応援事業補助金を活用してください！

九重町では、これからの人口減少社会に向けて町民のみなさんがまちの担い手として活動して下さる人を応援することを目的に、「まちの担い手応援事業」を整備しました。これは、今まで「九重町人材育成事業補助金」として取り組んでいた制度です。

対象となる取り組みはこれまでの①地域づくり ②ものづくり（産業等） ③国際交流 に関わる研修等に、新たに④介護保険、子育て支援に関わる資格取得を加えました。④は特に補助金を活用するにあたり要件がありますが、いずれの取り組みも、事業実施後は研修の成果を発表したり実践できるよう活動していただくことが要件です。詳しくは、広報ここのえ別冊「まちの事業紹介」7ページをご覧ください。

申請には申請書（所定の様式）が必要です。役場の関係する課や社会教育課では書き方や取り組みの相談にも対応していきますので、まずはお気軽にご相談ください。

以下の“活動のレシピ”を参考にして是非この補助金を活用してください。

“活動レシピ”

～例えばこんな活用があります。～

- ・資格取得研修（ホームヘルパー1級、2級、介護福祉士、子育て支援員）
- ・ネイチャーガイドの技術研修
- ・おもてなしの研修
- ・食育の講演会
- ・循環型経営の研修
- ・PTAの活動や研修
- ・地域活動のためのスキルアップ研修
- ・地域リーダーとしての研修
- ・少年少女スポーツ指導者の養成、スキルアップ研修

（お問い合わせ）

社会教育課 社会教育グループ ☎ 76-3823

在京大分県人会総会 懇親会

～東京にいても大分とつながる場所がある～

「おおいた学生ネット（NPO法人大分県学生交流等協力支援協会）」は、大分県東京学生寮（昭和47年廃止）で学生時代を過ごした大分県出身者が中心となり、首都圏で勉学に励まれる大分県出身の学生を支援する団体です。具体的な活動として、大分県知事や東京で活躍する郷土出身者の講演会、企業見学会及び進路相談など、学生の将来に役立つ各種事業を実施しています。

このたび、上京して間もない大学生の新生活を応援すべく、大分県出身者が集う総会・懇親会で仲間づくりのお手伝いをします。郷土料理や楽しいイベントも用意されていますのでお気軽にご参加ください。

【在京県人会総会・懇親会】

日時：5月20日（土）

午前11時～午後14時（10時30分開場）

場所：グランドプリンスホテル高輪

地下1階「プリンスルーム」

※JR品川駅（高輪口）から徒歩約10分

会費：学生は無料

【申込先】

おおいた学生ネット事務局までメールでお申し込みをお願いします。

アドレスはこちら ☎ oitagakusei@oita.zaq.jp

※氏名・出身市町村・出身高校・大学学部を明記してください。（様式任意）

また、未成年の飲酒防止のため、【20才未満・20才以上】の併記をお願いします。

【お問い合わせ】

おおいた学生ネット事務局

（NPO法人 大分県学生交流等協力支援協会）

☎ 090-8579-3784 [担当：梶原]

土砂災害から身を守るために

基礎調査にご協力ください

平成26年8月に広島市で発生した土砂災害は、75人の死者を出すなどの甚大な被害を及ぼしました。この災害を受け、県では早急に土砂災害への対策を進めています。

土砂災害防止法に基づく「基礎調査」を加速しています！

県では、土砂災害が発生するおそれのある場所の地形や地質などを調べ、災害の範囲や被害の程度をあらかじめ明らかにする「基礎調査」を行い、結果に応じて土砂災害警戒区域を指定しています。

広島市での土砂災害を契機として改正された土砂災害防止法に基づき、この基礎調査を平成27年度より加速させており、平成31年度までの調査完了を目指して体制を強化しています。

県内の土砂災害危険箇所は1万9640カ所あり、全国で5番目に多い状況です。



調査の分類

調査の結果によって2つの区域に分けられます。

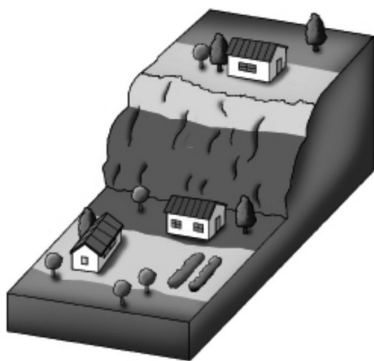
イエローゾーン (土砂災害警戒区域)

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域。区域指定後は、市町村がハザードマップの作成・配付等を行い、円滑に避難することができる体制を整えます。

レッドゾーン (土砂災害特別警戒区域)

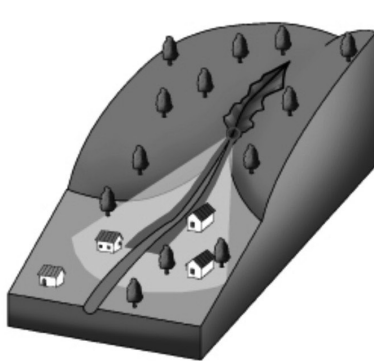
イエローゾーンの中でも、特に建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域。区域指定後は、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等がかかります。

がけ崩れ



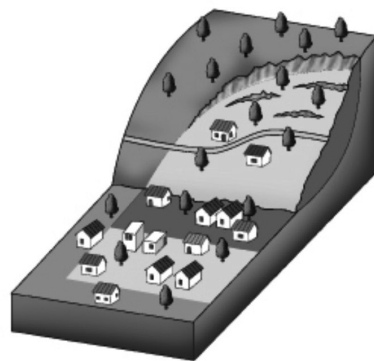
傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象

土石流



山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象

地滑り



土砂の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

よろしくお願いします



基礎調査の実施予定箇所および調査結果は、県HPで公表しています！
早めの避難につながる重要な調査ですので、**皆さんのご理解とご協力をお願いします。**

詳しくは [大分県基礎調査](#)

[検索](#)



～防災情報を活用して、“日ごろの備え”と“早めの避難”を～

土砂災害は突然起こることが多く、目の前に危険が迫るまでわかりづらいものです。
県内では年間約50件の被害が発生しています。日ごろの備えと早めの避難を心がけましょう。

土砂災害警戒情報・危険度情報は、県HPの「おおいた防災ポータル」で確認できます。
また、「安全・安心メール」に登録すると防災情報を携帯電話などで随時受け取ることができます（登録無料）。いざという時に備えてぜひ活用してください。



[大分県 安全安心メール](#)

[検索](#)



大分県玖珠土木事務所建設・保全課 河川砂防班
☎ 0973-72-1152
大分県土木建築部 砂防課
☎ 097-506-4634



林野火災を 防ごう!



林野火災は、例年春先の週末や休日に多く発生しています。原因の一つとして、この時期は降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象状況となっている上に、火入れの時期と重なる事が大きな要因と考えられます。

2月中に、火入れ中に亡くなられた事故もあります。この事故を教訓に、火入れを行う際は以下の事に注意しましょう。

- ① 火災警報・強風注意報が出ている時は火入れを行わない。
- ② 乾燥注意報が出ている時や、風の強い日は、可能な限り火入れを行わないように心掛ける。
- ③ 防火帯を設け、十分な人数を配置し予定区域外への延焼を防ぐ。
- ④ 火入れを行う前に入念な打合せを行い、計画通りに作業するとともに、万一に備え避難路等を周知しておく。
- ⑤ もしも区域外に延焼し、消火が困難になった場合は、無理をせず安全な場所へ避難し消防署へ連絡をする。

お問い合わせ 玖珠消防署 警防係 ☎ 72-2141

人の動き

3月1日～3月末日届出分

人口と世帯

人口	9,804 人	(-65)
男	4,655 人	(-21)
女	5,149 人	(-44)
世帯	3,898	(+4)
() は前月からの増減		

出生

(敬称略) おめでとございます

おなまえ	性別	保護者	行政区
衛藤陽菜子	女	雅史	奥 双 石
小野優月	女	和徳	川 西 三
加藤稜久	男	元喜	猪 牟 田
加藤瑠那	女	正雄	北恵良一
近藤慶冬	男	修平	奥 野
竹尾朱莉	女	隼斗	下 旦 二
豊田心花	女	遥	栗野本村
中西結香	女	陽	中村下一

弔慰

お悔やみ申し上げます

おなまえ	年齢	行政区
麻 生 キヨノ	91	菅 原 本 村
安 達 スマ子	83	竜 門
梅 木 角 馬	90	桐 木 四
小 野 マツヨ	88	後 河 内
小 城 富 榮	92	後 河 内
佐々木 マサコ	89	猪 牟 田
佐 藤 サチ子	84	後 野 上
佐 藤 務	89	桐 木
須 藤 立 子	90	中 央 五
胤 末 蓮 子	85	中 央 一
手 島 政 司	91	南 区
藤 原 ミツエ	90	後 辻
宮 野 フジノ	82	見 良 津

110 交通安全

町内地区別事故発生状況 (累計、属地)
(2017年3月末現在)



地区別	人身事故			物損事故	件数計
	死者	負傷者	件数		
東飯田	0	0	0	5	5
野 上	0	5	3	14	17
飯 田	0	2	2	75	77
南山田	0	5	2	29	31
計	0	12	7	123	130

町の面積 271.37km² / 町の木 くぬぎ 花 ミヤマキリシマ 鳥 カッコウ

2017年4月・5月休日当番医

● 病院	月	日	医療機関名	住 所	電 話
	4月	23日	武 田 医 院	森	72-0170
		29日	友成産婦人科医院	塚 脇	72-0330
		30日	小 中 病 院	塚 脇	72-2167
	5月	3日	高 田 病 院	春日町	72-2135
		4日	矢 原 医 院	野 上	77-6121
		5日	荒 木 医 院	森	72-2466
		7日	北山田クリニック	北山田	73-2030
		14日	長内科小児科胃腸科医院	春日町	72-2143
		21日	玖 珠 記 念 病 院	塚 脇	72-1127
		28日	麻生消化器科内科	山 田	72-7100

● 歯科医	月	日	医療機関名	住 所	電 話
	4月	23日	石松朗歯科医院	日田市	0973-24-3718
		29日	吉 武 歯 科 医 院	玖珠町	72-0615
		30日	またけ歯科クリニック	日田市	0973-28-7688
	5月	3日	中 村 歯 科 医 院	日田市	0973-23-2228
		4日	たしろ歯科医院	玖珠町	72-3838
		5日	はたの歯科医院	日田市	0973-22-7736
		7日	井 上 歯 科 医 院	日田市	0973-22-3305
		14日	伊 藤 歯 科 医 院	日田市	0973-24-5700
		21日	是 永 歯 科 医 院	玖珠町	72-1020
		28日	樋口歯科クリニック	日田市	0973-22-8881

★都合で変更する場合があります。

玖珠消防署：● 救急は119番 ☎ 72-2141 ● 火災の確認は ☎ 72-5100

歳時記



都忘れ

キク科の多年草。ミヤマヨメナの園芸品種で、正確な名は「ノシユンギク」。高さ30センチほどの茎に、緑がのこぎり歯の長楕円形の葉をもち、春から夏に青紫色、淡紫色、白色などの頭状花を咲かせる。

佐渡に流された順徳天皇が、花の可憐さが都の栄華を忘れさせてくれるといったとの説もある。

今月の暗誦句

蕾みはや人恋ふ都忘れかな
灯に淋し都忘れの色失せて
旅せんか都忘れの咲く頃を

倉田 紘文
稲畑 汀子
前沢落葉女

(注)「つばみはや・ひとこふ・みやこわすれかな こうぶん」というように5音・4音・8音(句またがり)軽く切って読みます。リズムを感じてください。

今月の優秀句

「兼題」は「惜春」「朧」

朧月見ている母を見ていたり

小川 良子

おぼろ月とみているお母さんをつい見とれてしまったという何でもない写生句のようですが、多くを語らないことで季語が活きてきました。親子の絆も感じます。

余り湯の石打つ音や朧なる

吉光ヨウ子

「朧なる」の断定で句が一八〇度立ち上がります。十七文字の一語一字を大切にしている作者の姿勢が伺えます。

惜春や橋の袂の供養塔

永松左世美

「供養塔」と「惜春」という季語がつかず離れず響きあっています。作句は「具材探し」がキーワードです。通りすがりのものをいつも見逃していない作者の努力が伺えます。

読者俳句

俳句なんでもQ&A

Q③

「季語」の使い方がよくわからないのですが？使う時期は今の季節感なのか、その前なのか後なのかいつも思います。

A③

「歳時記」は旧暦で設定されています。例えば「立春」は、二月四日頃ですが、実際はまだ寒いし、春は感じませんね。俳句は、季節感を感じる句をつくるのが大切ですから、季語にある時期とずれても仕方ありません。…とはいってものの季語を使うにはやはり「先取り」の感覚が大切なようです。デパートで流行の洋服を買うのと同じように季節を少し前倒しするくらいの感覚でつくることが大切です。

五月号は、「兼題」を「立夏」「青葉」としますが、四月いっぱい締め切りになります。季節感を先取りしましょう。

5月は「立夏」「青葉」としました。奮って応募ください。応募の際はハガキ、または「はがき大」の用紙に住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ企画調整課まで提出してください。

【応募締切】5月1日(月)必着
【注意】3句まで記入ください。「季重なり」や「字余り」がある場合、添削する場合、もありますのでご了承ください。(選者 ごりゅうしょう)

住む人の無き葦屋根や朧月
春の染むバックや重し朧月
朧夜に故母の声聞く夢の中
朧夜の霧につつまれ湧蓋山
明りとり届かぬ窓のおぼろ月
書き留めん花のひとひら春惜しむ
見し程にうまく語れぬ春の夢
春惜しむ夢の続きは明日にする
句に生きて背伸びする我春遅し
投稿の活字探すや春おぼろ

(評)初の「兼題句」挑戦でしたが、たくさん句が集まりました。今月は、歳時記とにらめっこして、イメージを感じて戴きました。「住む人の…」「春の染む…」「投稿の…」は季語とフレーズが衝撃しあって佳句に。「明りとり…」や「朧夜の霧に…」は描写が光ります。5月号も奮って応募ください。

森高マサヨ
野木チズ子
原田 勝子
吉光 静子
西田志のぶ
林 香澄
泉 溪
井上紀久子
井上 マキ
高倉 直人

俳人の言葉①「俳句は、説明や自分の思いを直接。五・七・五形式の中では、述べない沈黙の詩と言えよう」穴井太(天籟通信)